

介護職員処遇改善交付金

介護職員の賃金アップのための資金を交付 平成24年度以降も処遇改善に取り組み

申請はお済み
ですか？

【交付金の概要】

- 「介護職員処遇改善交付金」は、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成21年10月から平成23年度末までの間、計約4,000億円を交付するものです。
- 長妻厚生労働大臣は、「交付金は当初の予定通り実施し、平成24年度以降も、介護職員の処遇改善に取り組んでいく」旨の方針を示しており、引き続き政府として取り組みを進めていくことから、積極的に活用いただくようお願いします。

介護以外に従事していても 介護職員として勤務していれば交付対象に

【交付金により賃金改善できる職種】

- 原則として、指定基準上の介護職員、介護従業者、訪問介護員等として勤務している職員が対象です。
- 他の職務に従事していても、介護職員として勤務していれば対象にできます。

※ 処遇改善交付金のご案内は、すべてのサービス事業者の皆さんにお送りしていますが、訪問看護など、人員配置基準上介護職員のいないサービスは対象外となります。

平成21年12月までに申請すれば 10月分から交付

【交付の手続き】

- 交付金見込額を上回る賃金改善計画を策定し、職員に対して周知を行った上で都道府県に申請を行い、承認が得られれば、介護職員の賃金改善に充当するための資金が介護報酬とは別に毎月自動的に交付されます。
- 交付金は、原則として申請があった月のサービス提供分から対象になりますが、当初については、平成21年12月までに申請のあった事業者に限り、10月サービス提供分からさかのぼって交付します。
- 平成22年度以降は、キャリア・パスに関する要件等を加えることを予定しています。

都道府県の介護保険窓口にご相談ください

申請手続きなど、詳しくは各都道府県の介護保険担当課までお問い合わせください。

介護保険法改正に伴う業務管理体制整備に係る届出は10月31日までです！

介護保険法の改正に伴い、すべての介護サービス事業者に義務付けられた「業務管理体制の整備に係る届出」の提出期限は、平成21年10月31日です。

まだ届出されていない介護サービス事業者は、忘れずに届け出てください。

詳しくは厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service/index.html>) まで。

介護職員処遇改善交付金

(1) 目的

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

(2) 補助の概要

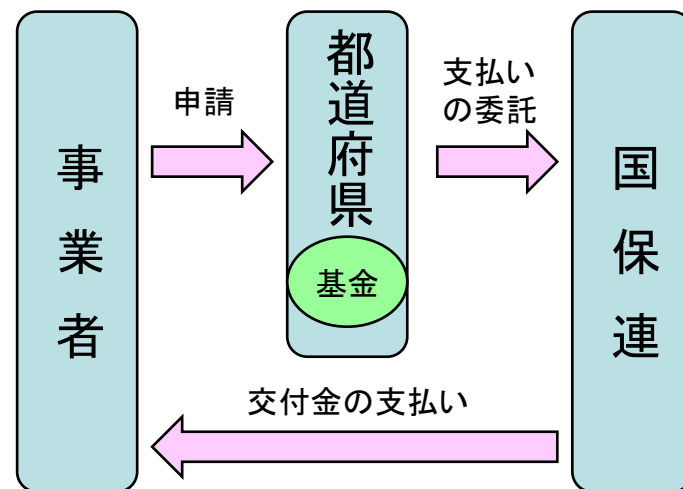
介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金を介護報酬とは別に交付する。

交付額は、各サービス毎の介護職員数(常勤換算)に応じて定める交付率による。(介護職員のないサービスは助成対象としない)

(3) 交付方法

- ① 都道府県が基金を設置して実施する。(支払いは国保連に委託)
- ② 財源 : 国費10/10
- ③ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者
 - (ア) 各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。
 - (イ) 22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。
- ④ 交付額 : $\text{介護報酬総額} \times \text{サービス毎に定める交付率}$
※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

執行のイメージ



(4) 事業規模

合計約3,975億円 (介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額)

※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分から実施し、2.5年分を予算計上

サービスごとの交付率

(別紙)

| サービス名 | 交付率 |
|--|------|
| ・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 | 4.0% |
| ・(介護予防)訪問入浴介護 | 1.8% |
| ・(介護予防)通所介護 | 1.9% |
| ・(介護予防)通所リハビリテーション | 1.7% |
| ・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 | 3.0% |
| ・(介護予防)認知症対応型通所介護 | 2.9% |
| ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 | 4.2% |
| ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 | 3.9% |
| ・介護福祉施設サービス ・(介護予防)短期入所生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 | 2.5% |
| ・介護保健施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(老健) | 1.5% |
| ・介護療養施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等) | 1.1% |
| 【助成対象外】 ・(介護予防)訪問看護 ・居宅介護支援 ・(介護予防)福祉用具貸与 ・(介護予防)訪問リハビリテーション ・介護予防支援 ・(介護予防)居宅療養管理指導 | 0% |

※ 当該サービスの交付率 =
$$\frac{\text{当該サービスの介護職員数(常勤換算)(全国計)} \times 15,000\text{円} \times 12\text{ヶ月}}{\text{当該サービスの総費用額(全国計)}}$$